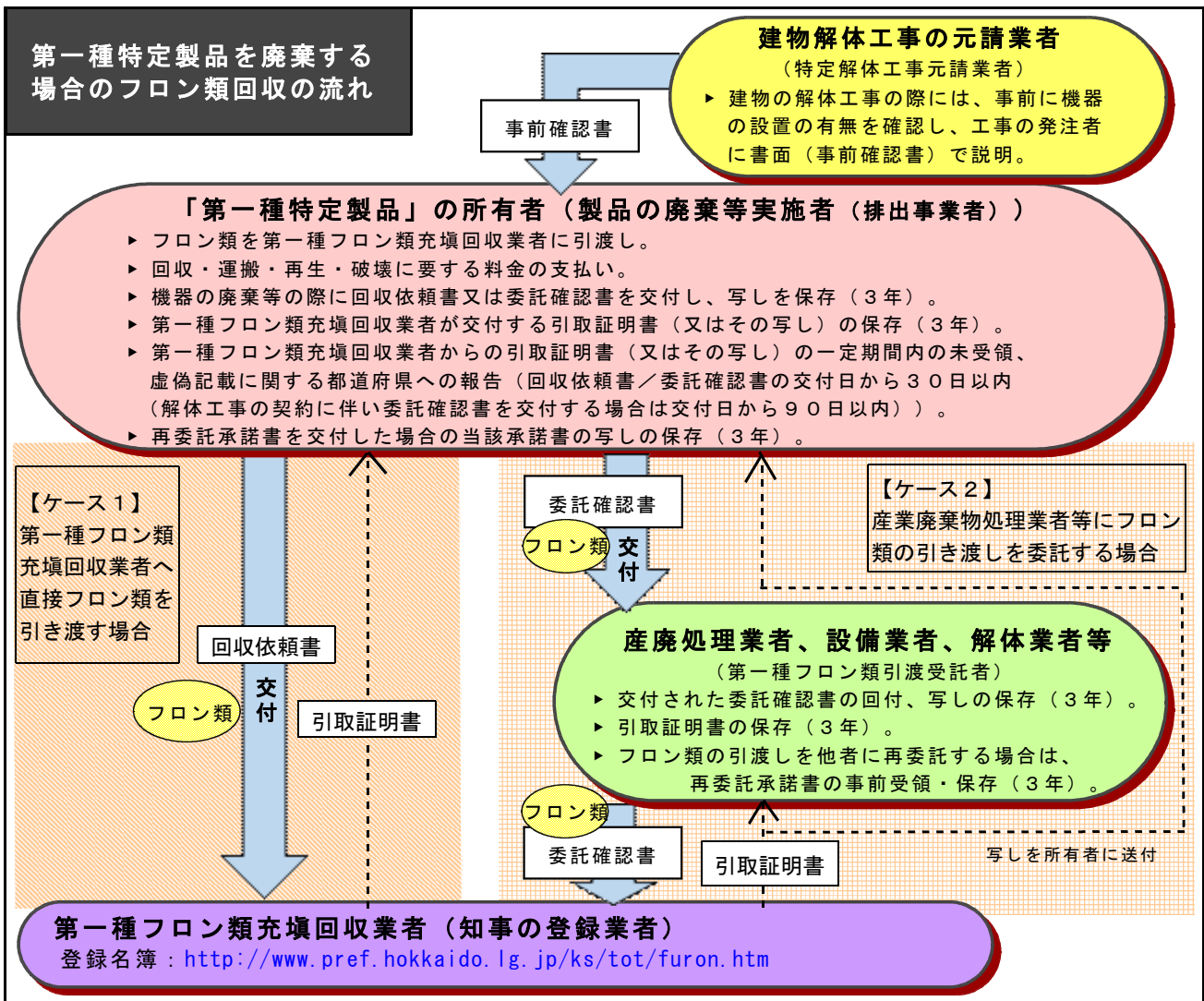


フロン類を含む機器を廃棄する場合の取扱いについて

- 業務用として製造・販売されたエアコン（空調機器）や冷凍・冷蔵機器（以下「**第一種特定製品**」といいます。）を廃棄する場合は、廃棄物処理法のほか、**フロン排出抑制法**に基づき、フロン類を適切に回収する必要があります。
- 家庭用として製造・販売されたエアコンや冷凍・冷蔵機器は、事業活動で使用していても「第一種特定製品」には該当しません。廃棄する場合は、家電リサイクル法又は廃棄物処理法に基づき、適切に処理してください。
- 「第一種特定製品」に該当するか分からない場合は、機器に貼付されたシール等（第一種特定製品である場合はその旨記載）を確認するか、製造元に確認してください。



- ※ 第一種フロン類充填回収業者が回収したフロン類は、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者に引き渡されます。再生又は破壊された際に交付される再生証明書又は破壊証明書は、充填回収業者を介して所有者（廃棄等実施者）に回付されます（充填回収業者は写しを保存（3年））。
- ※ 廃棄する第一種特定製品を他の者に運搬させる場合、その者は、廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可を受けていることが必要です（第一種フロン類充填回収業者や解体業者等が運搬する場合であっても同様）。
- ※ 産業廃棄物として処理（収集運搬・処分）する場合の委託契約は、第一種特定製品の所有者（廃棄等実施者）が行う必要があります。
- ※ 自動車エアコンに充填されているフロン類は、このフローに基づかず、自動車リサイクル法に基づく処理工程において回収されることとなります（次ページ参照）。

【このページに関する問合せ先】

北海道 環境生活部 環境局 気候変動対策課 (011-204-5190)